

飯塚市テナント入居事業者応援制度に関する想定 Q&A（市民編）

Q1 どのような事業なのか？

新型コロナウイルス感染症が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延による国内経済に対する甚大な影響により、売上げが減少した事業者に対し、**月額家賃の3分の2**に相当する額**(1月4万円の上限)**の3か月分の支給をします。

Q2 いつ支払う賃料が対象になるのか。

申請日以降の3ヵ月の賃料が対象となります。

Q3 申請期間はいつか。

令和2年8月3日(月)から令和2年9月30日(水)までです。

Q4 どういう事業者が対象となるのか。

- (1) 事業を営む中小企業者であって、**市内に事業所を有し**現に事業を継続しているもの。
- (2) 他者の土地・建物を自身の営む**事業の為に占有し**、使用・収益を上げている事の対価として、**賃料の支払いを行っていること**。
- (3) 令和2年5月から7月の売上額の**いずれかが**前年同月比で**5%以上、50%未満**減少しているもの。ただし開業して1年間に満たない新規事業者については別途取り扱う。
- (4) **国、福岡県の実施する事業者向け家賃支援給付制度の対象者(利用者)を除く。**

【注意】住民票…市外、事業所…市内 → **対象**
住民票…市内、事業所…市外 → **対象外**
住民票の所在は関係なく、事業所の所在が対象となる。

Q5 駐車場、倉庫、資材置き場等は対象となるのか。

駐車場、倉庫、資材置き場等、事業活動に直接かかわらないものについては除外します。

Q6 申し込みの際に必要な書類は何かあるか。

- ①飯塚市事業継続テナント事業者応援金申請書兼請求書【個人・法人共通】
- ②売上高状況内訳書【個人・法人共通】
- ③誓約書【個人・法人共通】
- ④本人確認書類(事業者又は代表者)(写し)
- ⑤賃貸借契約書(写し)
- ⑥賃料の支払い実績を証明する書類(写し)
- ⑦売上高状況内訳書を作成するにあたり使用した売上高資料(写し)

《飯塚市事業継続応援金のお申込みをされた方は下記資料が不要です》
(事業継続応援金 30 万円給付分)※窓口にて上記の旨をお伝えください。

- ⑧ 現に市内で事業を営んでいることを証明する書類
(履歴事項全部証明書等の写し、営業許可書等)
- ⑨ 振込口座の通帳(写し)

①～③については市の様式（HPにてダウンロード可）
④～⑦については、事業者様が用意する書類

Q8 Q6.「⑤賃貸借契約書(写し)」がない場合は申請できるか。

賃貸借契約書がない場合は、補助対象として認めることができません。なお、賃貸借契約書に準ずる書類(念書・覚書等)があれば対応可能です。

Q9 Q6.「⑦売上高状況内訳書(計算式)を作成するにあたり使用した売上高資料(写し)」とは何を指すのか。

決算書(法人)、確定申告書(個人)、試算表等を指します。

Q10 振込はいつになるのか。

交付決定後3週間程度で振り込みを行う予定ですが、あくまでも目安なので、予めご了承ください。

Q1 1 平日しか窓口の開設を行わないのか。

8月は16日(日)・23日(日)・30日(日)も開設しています。
9月は6日(日)・13日(日)・20日(日)・27日(日)も開設し、
9月の木曜日は19時まで開設しています。

Q1 2 開業して1年未満の場合はどのような申請条件になるのか。

【開業して1年未満】

令和2年5月～7月の売上額と開業後3か月間の売上額を比較し、5%以上、30%未満減少しているもの。

【令和2年2月開業】

令和2年5月～7月の売上額と令和2年3月～4月の売上額の平均(3ヶ月分相当)を比較し、5%以上、30%未満減少しているもの。

【令和2年3月開業】

令和2年5月～7月の売上額と令和2年4月の売上額(3ヶ月分相当)を比較し、5%以上、30%未満減少しているもの。